

●香川県広域水道企業団告示第22号

香川県広域水道企業団情報公開条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第2号）別表第1の2の項の企業長が定める方法及び同条例別表第2の3の項の企業長が定める額について次のとおり定める。

平成30年11月6日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

方 法	金 額
録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	1巻につき200円
ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものとする。）に複写したものの交付	1巻につき300円